

2024年9月2日

福島県議会議長
西山 尚利 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

少数会派を尊重してきた福島県議会の歴史に鑑み、 議員への質問機会を十分に保障する民主的議会運営を求める申し入れ

福島県議会は2024年6月定例会で、少数会派の一般質問回数を事実上削減することを議会運営委員会で決定しました。この決定により、日本共産党県議団はこれまで毎議会認められてきた一般質問が年間3回に制限され、9月定例会では一般質問ができなくなる見通しです。少数会派や少数意見を大事にする福島県議会の歴史にも逆行するものです。

福島県議会の会議規則は、「一般質問については、通告者全員の発言を認めることとするが、1日5人程度をめぐりに調整する」と明記され、県議の質問を最大限認めています。日本共産党県議団は1995年以降、2人のときも3人のときも、30年余にわたり毎議会で一般質問が認められてきました。

2023年の改選で、5人以上の交渉会派は自民党、県民連合の2つとなり、4人会派は日本共産党と公明党の2つ、加えて2人会派と1人会派が新たに誕生し、6会派となりました。少数会派の多様な意見を保障する民主的議会運営が求められる中、6月定例会の議会運営委員会では、多数会派の主導で一般質問人数を1日5人に限定し、年間9日間（6・9・12月定例会は各2日間、2月定例会は3日間）とすることを決定。議員定数58人のうち年間45人とする総枠を決め、これを各会派に比例配分する新たなやり方で、事実上、少数会派の質問回数を制限することを多数決で決めました。わが党は①日程調整により希望者全員の質問を保障することは十分可能であること ②最低でも少数会派の議員1人に年1回以上の質問は保障すべき など主張しましたが、4人会派の日本共産党は年間3回とされました。

こうした県議会の暴挙に、県民からは批判の声が上がり、「県民の暮らしの声を届ける一般質問が制限されるのはおかしい」、「議員の質問機会を保障して、議会に多様な声が反映されるようにすべきだ」との意見が寄せられています。

県内すべての市町村議会は午前中から本会議を開催し、活発な議論の場を保障しています。また、全国の都道府県議会でも午前中から本会議を開催しているところが多数であり、鳥取県議会は議員定数が福島県議会よりはるかに少ないにも関わらず、毎議会一般質問を6日間以上開催し、

議員の質問を保障しています。福島県議会は午後1時としている開会時間をあらため、午前中から本会議を開くなど、議会運営の見直しで質問時間を増やし、希望者全員の質問を認めることは可能です。

福島県議会は、1878年（明治11年）、全国に先駆けて県独自の規則・民会規則をつくり、最初の議会が開かれました。これは他県には例がなく、自由民権運動を主導し、国民の幅広い声を反映する政治の実現を目指した河野広中氏を生んだ本県議会の歴史に今こそ学ぶことが必要です。

以上の理由から、議長のもとで民主的な議会運営を主導するよう求めるものです。

記

- 1、少数会派の発言を抑制することは、多様な県民の声を反映する機会を奪うものである。少数会派を大事にしてきた福島県議会の歴史に鑑み、議員への質問機会を十分保障する民主的な議会運営を行うこと。
- 2、最低でも少数会派の議員1人に対し、年1回以上の質問を保障すること。
- 3、午後1時としている本会議開会時間の見直しなど、議会運営を見直すことで質問時間を増やし、希望者全員の質問を認めること。

以上